

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除又は中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除及び特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	法人名		
円		特別試験研究費の額 (28の計)	16
		試験研究費の総額に係る税額控除又は中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額 (3)	17
		差引対象特別試験研究費の額 (16) - (17)	18
		同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((18)と(29)のうち少ない金額)	19
		特別研究税額控除限度額 $(19) \times \frac{30}{100} + ((18) - (19)) \times \frac{20}{100}$	20
		当期税額基準額 $(11) \times \frac{5}{100}$	21
		当期税額控除可能額 ((20)と(21)のうち少ない金額)	22
		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の②」)	23
		当期税額控除額 (22) - (23)	24
		法人税額の特別控除額 (15) + (24)	25
特別試験研究費の額の明細			
措法第42条の4第3項各号の該当号	特別試験研究の内容	特別試験研究費の額	
26	27	28	
第1号・第2号		円	
第1号・第2号			
第1号・第2号			
第1号・第2号			
第1号・第2号			
計			
同上のうち(26)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額	29		

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総額又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、租税特別措置法第42条の4第2項(中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)の規定の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。

## 別表六（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項から第3項まで（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「試験研究費の額1」には、当期の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額を記載します。
- なお、試験研究費に充てるために他の者（その法人

との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）から支払を受ける金額がある場合には、その支払を受ける金額を控除した金額を記載します。

- 3 「当期税額控除可能額（(9)又は(10)と(12)のうち少ない金額）<sup>13</sup>」は、措置法第42条の4第1項の規定の適用を受ける場合には「又は(10)」を消し、同条第2項の規定の適用を受ける場合には「(9)又は」を消します。

中 小 企 業 者 の 判 定							
発行済株式又は出資の総数又は総額	a			大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b		人		1	g	
大規模法人の株式	第1順位の株式数又は出資金の額	c		数		h	
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d		の		i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額	e		保		j	
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f		有		k	
				明			
				す			
				る			
				細			
						計	
						(g) + (h) + (i) + (j)	

この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。

1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、この法人税額の特別控除の規定の適用はありませんから注意してください。

2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。